

## 第21号議案

### 市有財産の処分の件

下記のとおり、令和6年3月31日限りで廃止する加東市河高交流センターを河高地区に無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和6年3月4日提出

加東市長 岩 根 正

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 譲渡する財産 | 加東市河高交流センター                                |
| 2 所在地    | 加東市河高4026番地3                               |
| 3 建物     | 別紙のとおり                                     |
| 4 その他    | 建物従属物一式                                    |
| 5 譲渡の相手方 | 河高地区                                       |
| 6 譲渡の理由  | 地域主体のまちづくり推進の取組や活動の拠点となるコミュニティ施設として活用するため。 |
| 7 譲渡の期日  | 令和6年4月1日                                   |

別紙

譲渡する財産（建物）

所 在	用 途	構 造	延床面積 (㎡)
加東市河高4026番地3	交流センター	鉄骨造瓦葺平屋建	654.82

譲渡する財産（その他）

建物従属物 一式
----------

## 第21号議案 説明資料

### 1 無償で譲渡する理由

- (1) 地域主体のまちづくり推進の取組や活動の拠点となるコミュニティ施設として活用するため。
- (2) 河高地区が加東市河高交流センターの建設費用の一部及び建設以後の維持管理費等を負担してきたため。

### 2 加東市河高交流センター配置図

